

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 203 号（諮問第 227 号）

件名：どのように伝達したのか分かる文書等の不開示（不存在）決定に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 6 月 7 日

### 2 原処分

令和 4 年 6 月 24 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、不存在を理由として不開示とした。

### 3 審査請求

令和 4 年 7 月 7 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 4 年 8 月 24 日

### 5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が令和 4 年 2 月 3

日付けで処分庁宛てに提出した質問書（以下「本件質問書」という。）について作成された警察安全相談等・苦情取扱票（令和４年２月４日受理のもの）の所属長指揮事項欄における「要望意見として受理し、情報公開センターと A 警察署に伝達すること。」との記載に関してなされた愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）における別記の①から④までに係る文書であって、請求日現在、愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）で保管するものであると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「A 警察署には伝達し、情報公開センターには伝達すらしていない、というのは、役所の事務としても、ありえない行為である」、「伝達しているはずなので、その部分の開示を求める」旨を主張している。

イ 処分庁によれば、本件質問書の処理に係る情報公開センターへの伝達については、警察安全相談に関する情報を一元的に管理する「警察安全相談等・苦情取扱システム」により住民サービス課内で情報を共有していることから、行政文書が作成されることはなく、同課の相談係から同課の情報公開センターへ口頭により伝達されたとのことである。

また、本件質問書の処理に関しては、回答しないこととされたため、「要望意見者にどのように対応伝達したのか」に該当する文書も作成されず、回答されることがなかったため、処理結果を記録する行政文書も存在しないとのことである。

ウ 当審議会において警察安全相談等・苦情取扱票を確認したところ、所属長指揮事項の指揮内容において「要望意見として受理し、情報公開センターと A 警察署に伝達すること。」と記載され、解決したものとして処理されていることが認められた。

エ これらのことからすれば、本件開示請求の対象文書は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象保有個人情報の存否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

## 別記

警察安全相談等・苦情取扱票（令和４年２月４日受理のもの）の所属長指揮事項欄には、「要望意見として受理し、情報公開センターと A 警察署に伝達すること。」と記載されています。

そこで、情報公開センターが、

- ① どのように伝達されたのか
- ② 処理方針をどのようにきめたのか（決裁書を含む）
- ③ 要望意見者にどのように対応伝達したのか
- ④ 処理結果がわかるもの

以上４点の文書開示を求めます。

請求日現在、県警本部住民サービス課で保管のもの